

## 第3章 環境影響評価の推進

### 第1節 環境影響評価とは

環境影響評価（いわゆる環境アセスメント）とは、土地の形状の変更、工作物の設置その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業による環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づいて環境保全措置を検討することなどにより、その事業計画を環境保全上より望ましいものとしていく仕組みです。

### 第2節 我が国の環境影響評価制度の経緯

我が国では、昭和47年6月に「各種公共事業に係る環境保全対策について」の閣議了解を行い、これにより本格的な環境影響評価に関する取り組みが始まり、その後、港湾法や公有水面埋立法の改正（昭和48年）等により、港湾計画の策定や公有水面埋立の免許等に際し、環境に与える影響について事前に評価することとされました。さらに、自然環境保全法に基づき自然環境保全基本方針（同48年）が定められ、この中でも環境影響評価に関する方針が示されたほか、発電所立地等、行政指導等の形でも環境影響評価が行われることとなりました。

このように、個別法や事業官庁による行政指導の形で具体的な環境影響評価事例が積み重ねられる中で、統一的な手続による環境影響評価の適切かつ円滑な実施が重要な政策課題となり、環境庁において環境影響評価の法制化を図るための調整が進められましたが、成立には至らず、当面の事態に対応するため行政ベースで実効ある措置を早急に講ずるべく、昭和59年8月に「環境影響評価の実施について」の閣議決定が行われ、法案の要綱を基本とした統一的なルールに基づく環境影響評価が実施されることとなりました。

その後、環境影響評価は、この閣議決定された「環境影響評価実施要綱」、公有水面埋立法等の個別法や個別行政指導、地方公共団体の条例や要綱等に基づき着実に実施され、社会に定着してきました。さらに、平成4年にリオデジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」では、地球環境問題の顕在化に伴い、いかにして持続可能な開発を実現するかという大きな課題が認識されるようになったことから、我が国では平成5年に制定された環境基本法の中で、初めて国全体の施策として環境影響評価が法律上に位置づけられました。この流れを受けて、平成9年3月に環境影響評価法案が国会に提出され、同年6月に可決成立し、平成11年6月から全面施行されました。

### 第3節 本県における環境影響評価制度の経緯

本県では、平成元年7月に環境影響評価制度化部内検討委員会を設置し、環境影響評価の制度化について検討を重ね、庁内及び国の関係機関との調整を経て、県内で行われる環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業で、一定規模以上の事業を対象とした「宮崎県環境影響評価要綱」を平成4年4月に公示し、同年10月から全面施行しました。

さらに、平成8年3月に制定された宮崎県環境基本条例第12条において「環境影響評価の推進」が明記され、これに基づいて平成9年に策定された「宮崎県環境基本計画」においても、「環境影響評価法」等との整合性の確保など、制度の充実が求められたため、平成12年3月に「宮崎県環境影響評価条例」を制定し、同年10月1日から施行しました。

#### 第4節 環境影響評価の実施状況

平成13年度に県が審査に関与した環境影響評価の実績（継続中のものを除きます。）は、表2-3-1のとおりです。

表2-3-1 環境影響評価の実施状況（平成13年度）

種 類	事 業 の 内 容	実 施 主 体	根 拠 法 令 等
道 路	都市計画道路の新設 （日南～串間）	県	環境影響評価法
道 路	都市計画道路の新設 （高千穂～北方）	県	同 上
廃棄物処理 施設	産業廃棄物焼却施設の設置	王子製紙㈱	宮崎県環境影響評価条例